

## 第6 第3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

### 1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県においては、総販売農家数の多くは兼業農家であり、他産業に従事する兼業農家の安定的な就業促進対策が課題となっている。

このため、地域の特性に応じ、農業生産基盤の整備や農山漁村活性化施設の整備、農地中間管理機構による農地利用の集積・集約化を促進し、認定農業者の育成や企業等の農業参入の促進による多様な担い手の確保・育成等を図るとともに、商業や工業などの地場産業の振興等によって、兼業農家が地元で安定的に働ける就業環境を確保することにより、都市等への流出防止に努める。

### 2. 農村地域における就業機会の確保のための構想

1の目標を踏まえ、次の取組を通じて農村地域における就業機会の確保を図る。

#### (1) 農林水産物加工・販売施設の整備（高付加価値）

農林水産物をさらに付加価値の高い商品に加工し、販売する農業の6次産業化を進め、雇用の場の確保を図る。

#### (2) 地域特産品の活用による安定的な就業の促進

商業や工業など他産業と連携し、県産農林水産物を利用した新たな商品の開発や販路拡大に取り組み農商工連携を推進し、新たな地場産業の創出と雇用の確保を図ることにより、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

#### (3) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等に基づく産業の計画的導入

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）等に基づき、農村への地域の実情を踏まえた産業の計画的な導入を図り、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

#### (4) 観光面と連携した農業の推進

豊かな自然環境や美しい景観など農山村が有する魅力を生かし、農家民宿や直売所の活用の促進を通じた農山村と都市との交流を幅広く継続的に行い、観光面と連携した新たな地域産業の展開による就業機会の拡大を図る。